

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第百八号

鳥取縣協同農業普及事業に従事する改良普及員勤務規程を次のように定める。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣協同農業普及事業に従事する改良普及員勤務規程

第一條 鳥取縣協同農業普及事業條例に基いて設置せられた改良普及員（以下普及員という）の服務は府縣吏員服務紀律（明治三十五年內務省令第三号）及び鳥取縣庁職員服務心得（昭和五年二月庁訓第六号）による外この規程によるものとする。

第二條 普及員は協同農業普及事業（以下普及事業とい

昭和二十四年十二月二日
第二千六十八号 金曜日

本書ノ大キサハ、規定規格A五判

う）が常に農民と密接な接觸を保たなければならない關係上農民から信頼されるように誠実と親切と熱意とをもつてこれに当らなければならぬ。

第三條 普及員は当該地区農業改良委員會（以下地区委員會という）が決定した事務所を本拠としその地区に駐在する。

第四條 普及員は農業改良助長法の本旨に基いて次のような職務に従事する。

- 一、農耕及び養畜技術の向上
- 二、農業經營並びに管農林經營の合理化
- 三、副業及び農村工業の推進
- 四、農村の生活改善

五、その他農民の福祉増進を目的とする事項
第五條 普及員はその職務を行うにあたり積極的に關係機關並びに關係團體と連絡を保つと共に農業改良計画

00549

普及方法及びその結果の検討等について地区委員会と

密接な連絡をとらなければならない。

第六條 普及員はその職務を行うときは必ず普及員であることを明示する標識を佩用しなければならない。

第七條 普及員は毎月の勤務報告(様式第一号)を翌月の五日までに又上席者はその地区内事業実施計画をその月の五日までに知事に提出すると共に重要な事項についてはその都度報告しなければならない。

第八條 事務所には左の書類を整備しなければならない。

- 一、出勤簿
- 二、勤務日誌(様式第一号に同じ)
- 三、備品台帳(様式第二号)
- 四、郵便切手(葉書)受拂簿(様式第三号)
- 五、消耗品受拂簿(様式第四号)
- 六、往復文書綴

附則

この規程は公布の日から施行する。

様式第一号

改良普及員勤務報告書

〇〇地区農業普及事務所

主任	月分	職氏名
認印		

日	曜日	出張先	用務概要	時刻
				登退備考

様式第二号

備品台帳

品目	購入又は 休管開始 年月日	単位	数量	返納 数量	現在高	備考

様式第三号

郵便切手(葉書)受拂簿

年月日	摘要	種別	量目又は 通数	受拂	残	備考

00550

様式第四号

消耗品受拂簿

年月日	摘要	單位受入高	使用高	現在高	備考

◇鳥取縣規則第九号

水産業協同組合法施行規則を次のように定める。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

水産業協同組合法施行規則

(用語)

第一條 この規則において、法とは水産業協同組合法を、組合とは漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。

(設立認可申請)

第二條 發起人は法第六十三條第一項、法第八十六條第三項、法第九十二條第四項、法第九十六條第四項、法第一百條第四項の規定による組合設立認可申請書には、同條に定めるもの、外、次の書面を添付しなければならない。

- 一、設立経過報告書
 - 二、創立総会議事録謄本(役員選挙録を含む。)
 - 三、役員選挙規程
 - 四、役員住所、氏名及びその資格並びに略歴
 - 五、漁業及びこれに附帯する事業を営む漁業協同組合にあつては、法第十七條第一項の條件を具備していることを証する書面
 - 六、漁業生産組合にあつては、法第八十條及び第八十一條の條件を具備していることを証する書面
- (役員選任の報告)
- 第三條 組合は、役員を選挙したときは、二週間以内にそのもの、役員、住所、氏名、年令、資格、略歴及び

00551

就任年月日並びに選挙録謄本を知事に報告しなければならない。

2 組合は、役員が任期中退任したときは、二週間以内にその役員の名、氏名及びその年月日を知事に届け出なければならない。

3 前二項に掲げる事項のうち正組合員でない理事についてはその旨を明確にしなければならない。

(参事及び会計主任の選任解任報告)

第四條 組合は、参事及び会計主任を選任又は解任したときは、二週間以内にそのもの、氏名、住所及び理事会の議事録抄本並びに選任されたものについてはその略歴を知事に報告しなければならない。

(定款変更の認可申請)

第五條 組合は、法第四十八條第三項、法第八十六條第二項、法第九十二條第三項、法第九十六條第三項及び

法第百條第三項の規定による定款変更認可申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、定款変更理由書

二、新旧條文を対照した書面

三、総会議事録抄本

2 出資一口の金額を減少する場合は、前項各号の書類の外、次の書類を添付しなければならない。

一、法第五十三條第一項の規定による財産目録及び貸借対照表

二、法第五十三條第二項の規定による手続を了したことを証する書面。

三、法第五十四條第二項の規定による手続を了したことを証する書面。

3 漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするときは、次の書類を添付しなければならない。

一、自営する漁業の種類を記載した書面

二、法第十七條第一項各号の条件を具備していることを証する書面

三、総会議事録抄本

(解散認可申請)

第六條 組合は、法第六十八條第二項、法第八十六條第

00552

四項、法第九十二條第五項、法第九十六條第五項及び法第百條第五項の規定による解散の認可申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、解散理由書

二、総会議事録抄本

三、最近の財産目録及び貸借対照表

(合併の認可申請)

第七條 組合は、法第六十九條第二項、法第八十六條第

四項、法第九十二條第五項、法第九十六條第五項及び法第百條第五項の規定により合併の認可申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、合併しようとする理由を記載した書面

二、合併の決議をした各組合の総会の議事録謄本

三、合併契約書

四、各組合の財産目録及び貸借対照表

五、法第五十三條第二項の手続を了したことを証する書面、但し非出資組合の場合は添付を要しない。

六、合併により存続又は設立する組合の定款(役員選

挙規程を含む。)及び事業計画書

2 合併によつて組合を設立する場合は、前項各号の書類の外、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一、設立委員会の議事録謄本

二、設立委員の略歴の概要及び法第七十條第一項、法第八十六條第四項、法第九十二條第五項、法第九十六條第五項及び法第百條第五項に規定する資格を証する書面

三、役員の名、氏名、履歴及び法第七十條第二項、法第八十六條第四項、法第九十二條第五項、法第九十六條第五項及び法第百條第五項において準用する法第三十四條第七項本文に規定する資格を証する書面。

第八條 組合は、次に掲げる事項について総会の議決をしたときは、二週間以内にこれに総会の議事録を添えて知事に報告しなければならない。

一、規約の設定、変更及び廃止

二、経費の賦課及び徴收方法

- 三、一組合員に対する貸付金の最高限度
- 四、借入金の最高限度
- 五、貸付金の最高限度
- 六、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処
分案又は損失処理案
- 七、漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産に關
する物権の設定得喪又は変更

(団体協約締結の報告)

第九條 組合は、法第十一條第一項第十一号の団体協約を締結したときは二週間以内はその内容を記載した書面を知事に報告しなければならない。

第十條 組合は、次の各号の一に該当する事項が発生したときは二週間以内を知事に報告しなければならない。
一、組合が事業を休止しようとするとき又は休止したとき
二、事務所を移轉したとき

- 三、法第三十九條、法第八十六條第二項、法第九十三條第三項、法第九十六條第三項及び法第百條第三項

の規定による總會又は法第五十二條第五項の規定による総代会の招集を受けたとき

四、法第四十四條、法第八十六條第二項、法第九十二條第三項、法第九十六條第三項及び法第百條第三項の規定による役員改選の請求を受けたとき

五、法第四十七條、法第八十六條第二項、法第九十二條第三項、法第九十六條第三項及び法第百條第三項の規定による参事又は会計主任解任の請求を受けたとき

六、民法第七十條又は第八十一條の規定による破産宣告の請求をしようとするとき又は破産宣告を受けたとき

(組合員の請求)

第十一條 組合員は法第二百二十三條第一項の規定による検査の請求又は法第二百五條の規定による總會の議決又は選挙若しくは当選の取消を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一、請求日現在における正組合員数を記載した書面
- 二、請求同意者名簿
- 三、請求しようとする理由を記載した書面

第十二條 組合員が法第三十九條、法第四十四條及び法第四十七條の規定による總會の招集、役員改選及び職員解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書面を添えて理事に提出しなければならない。

- 一、請求日現在における正組合員数を記載した書面
- 二、請求同意者名簿
- 三、請求しようとする理由を記載した書面

(清算結了の届出)

第十三條 組合は、清算を結了したときは、次に掲げる書類を知事に届けなければならない

- 一、清算報告書
- 二、總會議事録謄本
- 三、法第七十七條の手續を了したことを証する書面
- 四、登記簿抄本

(試算表報告)

第十四條 組合は毎月末日現在の試算表を作成し、連合会にあつては毎月、協同組合にあつては三月、六月、九月及び十二月の四回それぞれ翌月二十日までに、知事に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第百十号

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則を次のように定める。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律施行規則

(資産処分認可申請)

第一條 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号以下法という。)第二條第一項の規定により、漁業会

が、資産処分認可を受けようとするときは、別記様式第一号による申請書に左に掲げる書類を添付しなければならない。

一、処分の目的たる資産の種類及び価格を記載した書類

二、処分を必要とする事由書

三、契約による処分の場合には、当該契約の相手方を記載した書面

四、資産処理委員会の承認書

五、最近の貸借対照表

(財産分割の認可申請)

第二條 法第五條第一項、第七條第一項及び第九條第一項の規定により、漁業協同組合が漁業会財産の分割請求の認可を受けようとするときは、別記様式第二号による申請書に、分割に関する契約書又は裁定書の寫を添付しなければならない。

2 漁業会が、漁業協同組合への財産移轉のため、法第二條第一項の規定により、資産処分認可を受けようとするときは、別記様式第三号による申請書に、左に掲げる書類を添付しなければならない。

するときは、別記様式第三号による申請書に、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一、財産分割に関する契約書

二、別記様式第四号による分割資産負債目録

三、財産分割の基準となる貸借対照表と持分割合算定書

四、資産の評価増(又は評価減)をしたときは、その理由書

五、解散準備総会における財産処分の方法及び會員の持分の決定の決議録の抄本

六、資産処理委員会の承認書

七、債務を分割する場合は、水産業団体整理特別措置法第二條から第七條までの規定による手続を了したことを証する書類

3 法第五條第三項、法第七條第二項及び第九條第二項の規定により、漁業協同組合が、漁業会の財産分割に関する協議不整又は協議不能による裁定の申請をしようとするときは、別記様式第五号による申請書に、協議

不整又は協議不能の具体的事由を記載した書面を添付しなければならない。

(資産の譲渡及び債務の引渡)

第三條 法第十條第一項の規定により、漁業協同組合が、資産の譲渡又は債務の引受に関する協議請求の認可を受けようとするときは、別記様式第六号による申請書に、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一、資産の譲渡及び債務の引受に関する契約書案

二、資産の譲渡及び債務の引受を必要とする事由書

2、漁業会の資産の譲渡に関する資産処分認可申請に用いるときは、第二條第二項(第七号を除く。)の規定を準用する。この場合において、本文中「様式第三号」とあるのは「様式第七号」と、第一号及び第二号の中「財産分割」とあるのは「資産の譲渡」と読み替えるものとする。

3、法第十條第二項の規定により、漁業会若しくは、漁業協同組合又は両者が、譲渡命令の申請をしようとするときは、別記様式第八号による申請書に、左に掲げ

る書類を添付しなければならない。

一、協議不整の具体的事由を記載した書面

二、資産処理委員会の意見書

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

資産処分認可申請書

今般当漁業会の資産を処分したいから、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律第二條の規定により、認可願いたく、同法施行規則第一條の規定による関係書類を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

住所

何々漁業会

会長理事 氏

名 印

鳥取縣知事西尾愛治殿

別記様式第二号

漁業会財産分割請求認可申請書

今般何々漁業会との間に財産分割の協議が整つたので、

今般水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に關する法律第十條第一項の規定による、何々漁業会の資産の譲渡につき、同会と何々漁業協同組合との間に協議を進めたところ、協議が整わないから、同法第十條第二項の規定により譲渡命令を發せられたく、同法施行規則第三條第三項の規定による關係書類を添えて申請致します。

昭和 年 月 日

申請者名

印

鳥取縣知事西尾愛治殿

告 示

◇鳥取縣告示第六百五十八号

東伯郡天神野耕地整理組合第二区の換地処分については昭和二十四年十一月十五日認可した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第六百五十九号
土地改良事業補助規程を次のように定める。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土地改良事業補助規程

第一條 知事は食糧の増産を図るため、この規程によつて毎年度予算の範囲内で公共事業として国の認証により行う土地改良事業に対し補助金を交付する。

第二條 補助金は市町村その他知事の適當と認める團體が關係面積五町歩以上を一團地とする農地に対し行う第三條に掲げる事業に要する費用に対しこれを交付する。但し別に国又は縣から補助金、助成金、奨励金の交付を受ける場合はこの限りでない。

前項の關係面積については工事の設計が困難なもの又は受益者の負担が過重によつて、事業を遂行することが困難と認められる場合は、これを低減することができ。

第三條 土地改良事業とは次に掲げる事業をいう。

一、かんがい排水

二、機械揚水

三、耕地整理(事務を含む)

四、暗渠排水

五、床締、客土

六、農道

第四條 補助金の額は次の標準による。

一、暗渠排水、床締、客土、農道及び耕地整理の各事業についてはその事業費の四割以内

二、かんがい排水及び機械揚水の各事業についてはその事業費の五割以内

三、耕地整理事務についてはその費用の七割五分以内

第五條 補助金の交付を受けようとするものは、補助申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一、実施設計書(第二号様式の一及び二)

二、事業施行についての議決書又は同意を要するものはその書類の寫

三、收支予算書

四、事業を施行するについて、許可又は認可を要するものについてはその許可又は認可書の寫

数人共同して事業を行う場合は代表者を定め委任狀を添附しなければならない。

第一項の書類のほか知事は必要と認める書類の提出を命ずることができる。

第六條 補助金の交付を適當と認めるときは指令を交付する。

第七條 補助金交付の指令を受けたものが第五條の書類に記載した事項につき重要な変更を加えようとするときは、変更事由を添えあらかじめ知事に届け出てその承認を得なければならない。

前項の届出があつた場合といえども知事が必要があると認めるときは、計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

第八條 補助金を請求しようとするものは、毎四半期終了後一月以内に、補助金請求書(第三号様式)に事業

成績書(第四号様式)收支決(精)算書(第五号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

第九條 前條の補助金は実地検査の上これを交付する。
第十條 補助金交付の指令を受けたものは、事務所を設け、事業の状況、費用の收支、その他事業に関する事項を明らかにする書類を備えつけておかなければならない。

第十一條 知事は補助金の交付をうけるものに対し、縣職員をして書類、会計、物件、工事などを検査させて、指導、監督上必要な処置をとらせることができる。

工事検査のため必要があるときは、工事の一部をこわさせることができる。この場合その部分の復旧費は事業者が負担しなければならない。

第十二條 補助金交付の指令を受けたもの又は補助金の交付を受けたものが、次の各号の一に於てはまるときは、知事は補助金交付の指令を取り消すか又は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることからきる。

一、この規程に違反したとき又は不正行為があると認められたとき
二、事業施行の方法が不適當であると認められたとき
三、事業の停止、廃止などにより竣功の見込がないと認められたとき
四、支出額が予算額に比し減少したとき
第十三條 この規程により提出する書類はすべてその工事施行地の市町村役場及び地方事務所を経由しなければならない。
第十四條 この規程による事業年度は四月から翌年三月までの一年とする。

附則

この規程は公布の日から施行し昭和二十四年四月一日から適用する。

昭和二十三年四月鳥取縣告示第二百二十一号土地改良事業補助規程は廢止する。

(第一号様式) 土地改良事業補助申請

標記の事業を施行致したいから土地改良事業補助規程により補助して下さいますよう関係書類を添え申請致します。

昭和 年 月 日

住所(又は事業主体名)

代表者 氏 名 印

知 事 宛

(第二号様式の一)

実 施 設 計 書

一、一覽表(第二号様式之二)

二、計画地域の現況

A 位置及び地勢土質

B 受益面積

C 用排水状況

a 用水源及び用水量

b 用排水粗悪状態及びその原因

D 交通運搬に関する状態

E 氣象状況

F 農業状態(過去五ヶ年平均の生産実態及び供出の状況)

三、事業の目的及び計画説明

A 事業の目的

B 計画説明

四、工事の様様

五、工事の施行によつて受益する市町村及び地目別面積

六 工事施行による増産予定量及び算出基礎

七、生産増加によつて受くべき利益

八、計画一般図(五万分の一)用排水系統図(施行前後)平面図、縦横断面図及び終了予定時期

九、事業開始及び終了予定時期

一〇、事業年度割区分(当該年度分は四半期別に内訳する)

一一、事業費年度割区分(右に同じ)

一二、事業費明細書

一三、資材並びに労務調査

「註」メートル法によること

(第二号様式の二)

一覽表

地区名	事業目的	受益面積	石当	反当	備考	事業内容			
						数量	年度	備考	
						事業内容	計全	年度	備考
						事業費	画前	以降	
						事業内容	年度	以降	
						水路新設	米	米	1、水路では上巾、 下巾、深さ、延長、 護岸の有無
						水路改修	米	米	2、溜池では貯水量 堤高、堤長、築堤 土量を記入
						揚水機場	ヶ所		
						附帯工 橋梁	ヶ所		
						暗渠	ヶ所		
						分水工	ヶ所		
						用地賃收	反		

生産効果	計(生)	米石	石	石
資材	鋼材	セメント	木材	労務
	材	屯	石	人
	材	屯	人	人

(備考) 生産効果は実態を正確に把握して記載することは勿論、各年度も同様とし、事業完了後初めて効果を発生するものは途中の年度増産効果を記入してはならない。

(第三号様式) 土地改良事業補助金請求書(第 回)

昭和 年度第 四半期事業のために支出した金額 円也 円に対する補助金

内訳

暗渠排水 円の割 円

客土 円の割 円

何々 円の割 円

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 号指令による標記の補助金の御交付願いたく関係書類を添え請求

(第四号様式)

第一表

昭和 年度第 四半期事業成績書

一、工事施行の方法

二、でき型調書

科目	全体	前年度まで	本年度			翌年度以降	備考
			数量	%	数量		
水路新設	米						水路では延長、上巾、下巾、深さ等記入のこと
土工	米						
護岸	米						
附帯工事橋梁	ヶ所						

前期まで 本期施行量 残量

数量 % 数量 % 数量 %

昭和 年 月 日

住所(又は事業主体名)

代表者 氏 名印

知事 宛

致します。

計	地区名	工事内容	総面積		総事業費	前年度 本年度 翌年度 以降	総増 産量	前年度 本年度 翌年度 以降	反 当 石 当
			前年度 まで	本年度 以降					
	同 暗渠			ヶ所					
	同 分水工			ヶ所					
	溜池新設	床掘 中心金 立米							溜池では貯水量、堤長、堤高、築堤土量等を記入
	附帯工事 余水吐			ヶ所					斜植、底樋の区別
	同 植管			ヶ所					
	同 何々			ヶ所					
	揚水機			台					口径 揚水量
	附帯工事 導水路			米					
	同 放水路			米					
	同 何々								

第二表

計	科目	前年度 収入額	本年度 収入額	計	附記	支出													
						工事費	水路 改修	土工	護岸	溜池 改修	何々	事務 費	俸給	旅費	何々				
	科目					予算額	前年度 支出額	本年度 支出額	次期 以降	小計	計	残額 附記							
	何々																		
	縣補助金																		
	地元寄附金																		
	何々																		

(備考)

- 一、工事内容欄には、水路、溜池、井堰等の別を記入すること。
- 二、受益面積、増産量とも事業完了後でなければ増産効果のないものはその通り記入のこと。
- 三、受益面積、増産量は正確に把握すること。
- 四、増産量は米麦に分けて記入すること。受益面積の欄に内裏作純面積を赤字で併記すること。
- 五、石当り事業費は米換算で算出すること。

(第五号様式)

昭和 年度第 四半期収支決(精)算書

収入

00567

合計

備考

科目はでき型調書に記載する工事に従つて記入のと

◇鳥取縣告示第六百六十号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字田内三六三ノ三

山花 庄 一

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字田内三六三ノ三

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 五四、三平方米

突出する部分 五四、三平方米

建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字米田一四一ノ一

山下 一

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字米田一四一ノ一

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 亜鉛鉄板葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 三八、七二平方米

突出する部分 一三、九五平方米

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百六十一号

建設業法第十三條第二項の規定による変更届につき次の

ように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録 商号又は名称 主たる營業 申請者
年月日 元 一 改 所の所在地 氏名

鳥取縣知事 昭和二十
登録(イ) 四年十月 森下組 森下 鳥取市吉 森下
第一〇号 十八日 事務所 方七八八 鹿藏
番ノ四

◇鳥取縣告示第六百六十二号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市新品治町八五

山本 啓 治

一、建築物の位置 鳥取市新品治町八五番地

一、同 用途 材料置場(建具職)

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 一九、四平方米

突出する部分 一九、四平方米

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百六十三号

昭和二十年十二月法律第五十七号蚕糸業法第十二條の規定による「蚕業取締吏員の証票」を次のように交付並びに返納した。

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00568

勤務場所	職名	氏名	番号	交付返納の年月日
鳥取縣	鳥取縣	田口賢治	二一	交付昭和二十四年十二月一日
蚕業取締所	技術吏員			
同那家支所	同	滝山岩夫	二二	同
同浜村支所	同	井上善雄	二三	同
同倉吉支所	同	大塩達夫	二四	同
同米子支所	同	小倉富治	二五	同
鳥取縣	同	大山末樹	一	返納同九月三十日
蚕業取締所				

公 告

資格審査結果公告第五十四号

(自昭和二十四年十一月一日 至同 十二月三十日)

昭和二十四年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年勅令)

内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次の新公報を受け取つたときはこれと取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 一六四名
 非該当決定者 一六四名
 審査を受けた公職及びその氏名

現職者

鳥取縣民生委員

鳥取市	福山 勝次	坂田 利代	猪口 ぬゝ
	坂田 義雄	片山 正道	谷岡 潔
	本城 幸子	加藤 莊一	山本松太郎
	三好八重子	榎 則治	下山 佐吉
	安木万壽男	川口 静慶	網尾 松藏
	山田 友好	高取千代子	鮫島 愛子
	田中喜美恵	尾坂 雅人	中村 恵契
	藪下 知二	田中 隆子	有沢 榮一
	前田 亀治	安養寺千代野	中野 久子
	安木 秀二		
倉田村	山根 正則		
小田村	神谷 義晴		
倉吉町	横山 吏郎	吉川 武二	田村 茂子
	江島 智恵	山崎 榮一	柳川春之助
	野田 りか		
石見村	米積千代美	小谷 茂利	安達 縫

溝口町 三刀谷 榮 景山 祐 野本 覚忍

市町村普通公職者

鳥取市	清水 徳雄	佐橋 洋	
米子市	竹本美佐雄	脇田 勝吉	住田菊次郎
	中 正雄	野林 友尙	米山 賢
	長谷川節夫	鹿島 六郎	井上 英夫
	宮原 清	万 榮藏	深田 福藏
	阿部 令吉	福井 重義	坂根 嘉吉
	矢野 重吉	浜田新太郎	田原 清
	杉永 勇	加藤 延雄	永瀬 義春
	雑賀 英勇	大野 保三	磯部 傳三
	野坂 時雄	北浦 充尙	倉敷 恒徳
	田切宣太郎	山田 春吉	佐々木文太郎
	長谷川壽三郎	高橋 一利	門脇庄三郎
	福岡百太郎	宮西 重文	住田 頼正
	井原喜三雄	江角秋太郎	小西 幸男
	秋間 義正	大東 敦雄	持田 友延
	青砥喜三郎	景山伴三郎	矢滝 近造

○農業共済組合

西郷村	北島 榮一	坂本 八郎	前田 健一
倉吉町	藤内 香二		
福部村	田辺 正夫		
賀茂村	榮田 光夫		
智頭町那岐	長石貞男	園石 信二	岸本 哲治
前橋	実	長石 光男	

○水利組合公職者

米川普通水利組合

辻野 麻治 国岡 元治 桑本 正吉

○公選による公職の候補者

村會議員立候補者

洞崎 謙藏

○昇任又は任命予定者

鳥取檢察審査員同補充員

長瀬村	椿 永壽	川本 常藏	松尾 佐藏
西原	信治	井上 良夫	竹田 義定
椿	徳	藤岡 忠正	三村 国藏
西川清太郎			
高麗村	永見 正雄	金川 貞夫	野川 幸悦
上田	登		

○政党支部公職者

門脇 武夫

○国家地方警察職員

三上 晃 北垣 一二

正 誤

昭和二十四年二月十八日鳥取縣告示第八十六号中誤植があるので左記の通り正誤する。

記

頁	行目	誤	正
三六	七	二〇、三二〇	一一〇、三二〇
六二	五	外新聞東通り	外新聞東通り